

現況申告書 兼 同意書 C

[子](18歳以上(高校生除く))

下記に記載した内容に相違ありません。申請後、扶養状況に変更があった場合は速やかに届出します。
届出内容が事実と異なっていた場合や届出を怠った場合は、遡って資格取消を受け、当該機関の医療費および給付金のすべてを返還することに同意します。

記号

番号

被保険者氏名(自署)

以下は、申請対象者についての内容を記入してください
該当する事柄の口に ☒チェックをして添付書類を用意してください。添付書類は全て「写し可」です。

扶養対象者氏名	続柄	同別居	同居・単身赴任・別居	年齢
---------	----	-----	------------	----

添付書類 (全員)	・世帯全員の住民票(続柄記載あり、マイナンバー記載なし) ・現況申告書 兼 同意書 C	
申請事由	事由発生日	添付書類
☐ 被保険者の入社に伴う	資格取得日 : 令和 年 月 日	—
☐ 退職	退職日 : 令和 年 月 日	退職証明書、離職票、退職時源泉徴収票のいずれか1つ
雇用保険失業給付を	☐ 受給する予定(待機期間中)	雇用保険受給資格証
	☐ いずれ受給するが、今回は受給を延長する	雇用保険受給期間延長通知書
	☐ 受給しない → ☐ 就労意思なし ☐ 受給資格なし	【共通】下部の申立て欄に受給しない理由を記入 受給資格なしの場合、雇用保険未加入の証明(給与明細等)
☐ 収入が減少	社保資格喪失日 : 令和 年 月 日	社会保険資格喪失証明書と今後12ヵ月分の給与支払(見込)証明書または最新の雇用契約書
☐ 雇用保険の受給終了	受給終了日 : 令和 年 月 日	雇用保険受給資格証の両面(受給終了日の記載ありのもの)
☐ 他社の扶養からの異動	異動発生日 : 令和 年 月 日	直近の社会保険喪失証明書 (国保加入の場合は不要)

① 事由発生まで加入していた健康保険	喪失(予定)日 (退職日の翌日)
☐ 国民健康保険 : 保険者番号 記号 番号	令和 年 月 日
☐ 企業等の健康保険 : 保険者番号 記号 番号	令和 年 月 日

② 対象者の現況と今後の収入	添付書類	
☐ 学生(大学、各種学校、予備校等)	在学証明書 ※アルバイト等で収入がある方は、下記「収入あり」も参照	
収入あり	☐ 給与収入(パート、アルバイト含む)	直近の連続する3ヵ月分の給与明細 ※3ヵ月分給与明細がない場合は最新の雇用契約書
	☐ 雇用保険失業給付受給中	雇用保険受給資格証 両面(支給期間と金額が記載されたページ)
	☐ 年金 (国民、厚生、遺族、障がい、恩給、個人、共済、等)	最新の振込通知書または年金支払改定通知書
	☐ その他()	総務へお問い合わせください
	☐ 無職(家事専任、就職活動中を含む)	課税又は非課税証明書(収入がない場合0円と記載がある書類)
収入なし	☐ その他()	総務へお問い合わせください
	☐ 対象者は、被保険者と別居している ※申立欄に理由を記入してください	生計費の送金証明(3ヵ月以上継続した振込通帳、現金書留) ※別居理由が以下の場合は送金証明不要 ・被保険者の会社都合による単身赴任、又は在学中(学校の寮住まい等)

夫婦共同扶養の確認 ※配偶者の現況と収入確認		
④ 被保険者に配偶者はいますか?	☐ いる [同居 ☐ 別居] → ⑤へ ☐ いない → 収入確認不要	
⑤ 配偶者はプリマム健保の被扶養者ですか?	☐ はい → 収入確認不要 ☐ いいえ → ⑥へ	
⑥ 配偶者の現況と今後の収入	添付書類	
収入あり	☐ 給与収入(パート、アルバイト含む)	直近の連続する3ヵ月分の給与明細 ※3ヵ月分給与明細がない場合は最新の雇用契約書
	☐ 産前産後休業中	直近の給与明細、または、産前産後休業証明書
	☐ 雇用保険失業給付受給中	雇用保険受給資格証 両面(支給期間と金額が記載されたページ)
	☐ 育児休業給付金受給中	最新の支給決定通知書のコピー(受給期間が記載されたもの)
	☐ 傷病手当金・出産手当金の受給中	最新の支給決定通知書のコピー(受給期間が記載されたもの)
	☐ 年金 (国民、厚生、遺族、障がい、恩給、個人、共済、等)	最新の振込通知書または年金支払改定通知書
	☐ 個人事業主 (自営業、農業、不動産、株式・資産運用、等)	【全員】最新の確定申告書に加えて ・個人経営・農業・不動産等→収支内訳書 ・株式・資産運用 → 以下のうち該当するものすべて 確定申告書付表、計算明細書、築堤鋼材難関取引報告書
	☐ その他()	総務へお問い合わせください
収入なし	☐ 無職(家事専任、就職活動中を含む)	課税又は非課税証明書(収入がない場合0円と記載がある書類)
	☐ その他()	総務へお問い合わせください

申立欄 ※扶養認定を申請する具体的な現況等をご説明ください。

【申請に関する注意事項】
認定日は、申告書、添付書類を確認のうえ、最終的に健保組合にて決定いたします。
追加で証明書等の提出を求めることがあります。